

# 相談事例

ID: 03-02-037

## 相談タイトル

隣の共同住宅住人のゴミの投棄について

## Q: ご相談内容

隣の5階建てのビル（共同住宅）から相談者の住む2階建てのアパートに生ゴミを落とされる。

隣のビルに障害を持った人が住んでいる。おそらくその人が何回も生ゴミを落としている。警察に話をしたが、証拠がないので動けないと言われた。警察からは、相談者の住むアパートのオーナーもしくは管理会社に防犯カメラなどを設置してもらい被害届を出してもらえば対応もできるとのことだった。相談者から管理会社に話をしても、全く何もしてもらえない。おそらく相手の方は障害者なので、特定できたとしても損害賠償などを請求することはできないだろうと思うが、屋根に残っている生ゴミについては撤去してもらいたい。どのように対応したら良いか。

## A: 回答

衛生面の問題もあるので、屋根に乗っている生ゴミの撤去については、アパートの他の部屋の方とも協力して文書などで管理会社に伝えた方が良いと思います。防犯カメラの設置や相手に対する賠償請求等に関しては家主や管理会社との協力が必要となりますので、このことも他の部屋の方とも協力して要望をされてはと考えます。群馬県宅地建物取引業協会でも無料の相談を受けていますので、より具体的な提案も聞けるかも知れませんので利用されてみてはと考えます。